

マイナンバー 社会保障・税番号制度

が始まります！



愛称：マイナちゃん

入門編

平成27年11月 内閣府

マイナンバーとは・・・



平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のこと

その使い道は・・・

マイナンバーが必要な場面とは・・・



平成28年1月以降、住民の皆さんの
年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの
→ **社会保障関係の手続**

注) 日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。

税務署等に提出する書類への記載など
→ **税務関係の手続**

被災者生活再建支援金の支給など
→ **災害対策に関する手続**

役所関係の事務で必要 となる大切なものです。

マイナンバーで 何ができるの？

社会保障？

税？

災害対策？



マイナンバーで 何ができるの？

役所にある住民情報を
より正確かつ効率的に
活用できるようになるんだよ。



例えば、税務情報の名寄せや突合で
より正確な所得把握ができるように
なり・・・

○社会保険料や税に関し、公平な給付と負担の実現が図られる

○真に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べる

また、

○被災者台帳の整備などに活用して災害対策にも役立つ

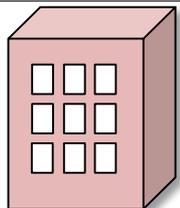
役所の業務改革が進み、住民サービス向上の期待も！

たとえば！

役所の事務（現在）

Aさんは必要書類を
各々の機関等から申請・取得

市町村



①申請・取得

Aさん



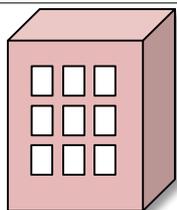
所得が少ないので
国民年金保険料
免除して？
保険料免除申請書
＋
関係機関から
取り寄せた
必要添付書類

②
申請

年金事務所

③ Aさんの
所得は免除
基準を満た
していること
を確認！

公共職業安定所



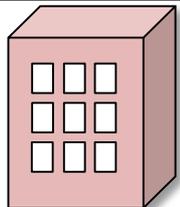
①申請・取得

突き合わせがうまくいかないと、行政事務の非効率化を招きます

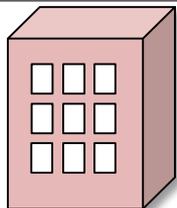
でも、名前や住所って変わりますよね？

役所の事務（マイナンバー導入後）

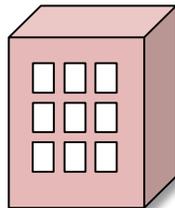
市町村



公共職業安定所



年金事務所



Aさん



所得が少ないので
国民年金保険料
免除して？
保険料免除申請書
名前・住所・マイナ
ンバー など

①申請

②必要な情報について
マイナンバーを暗号化した符号を連携
キーに各機関に照会

注) 日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。

③ Aさんの所得は免除基準を満たしていることをより正確かつ効率的に確認！

名前や住所が変わっても、

マイナンバーは原則、変わりません！

☆覚えておきたい4つのこと☆

1つ目

住所確認！！

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、**通知カードを確実に受け取ることができない可能性があります。**

原則として、マイナンバーは
住民票に記載された世帯ごと
にお送りします。

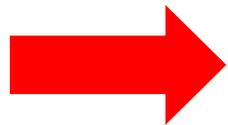


☆覚えておきたい4つのこと☆

2つ目

マイナンバーは10月以降

簡易書留で届きます



簡易書留の中身を確認しましょう！



以下の3つ、入っていますか？

大切な書類です。まちがって捨てないでね！

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類

☆覚えておきたい4つのこと☆

3つ目

申請しよう！ 個人番号カード

申請方法①



- ① 個人番号カードの申請書に、
- ② 署名又は記名押印をし、
- ③ 顔写真を貼付の上、**返信用封筒**に入れ、郵便ポストへ！

申請方法②

郵送も面倒・・・
そんな方は！！



スマートフォンで顔写真を
撮影
➔ **オンライン**申請も可能！

☆覚えておきたい4つのこと☆

4つ目

個人番号カード受取

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。

受取の際、

- ①大切に保管していた「**通知カード**」
 - ②申請後に届く「**交付通知書（はがき）**」
 - ③運転免許証などの「**本人確認書類**」
- をお持ちください。

※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。

無料です！



ご本人

本人確認書類

通知カード

交付通知書
(はがき)



市町村の窓口

ところで・・・

個人番号カードってなに？



個人番号カードとは・・・

表面に
氏名、住所、生年月日、性別、
顔写真
裏面に
マイナンバー等が記載され
ICチップが搭載された
プラスチックのカードです！



個人番号カードは、

- ・自分のマイナンバーを記載した書面を提出する場面
 - ・さまざまな本人確認の場面
- で利用することができるカードです。



例えば、

こんな使い方も想定しています

各種民間オンライン取引/口座開設

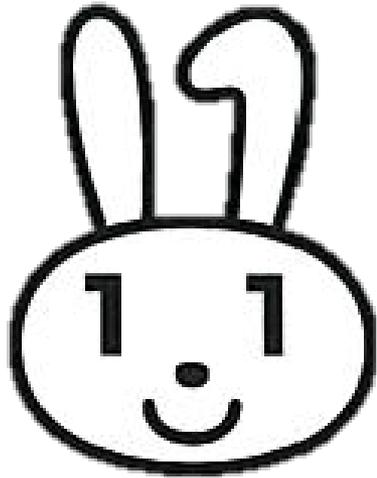
オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引での利用が想定されています

コンビニなどで証明書を取得

住民票の写し・印鑑登録証明書などの公的な書類を取得できます

医療保険の資格確認のための利用を検討

安全・安心に利用できるの？
本当に便利になるの？



個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。

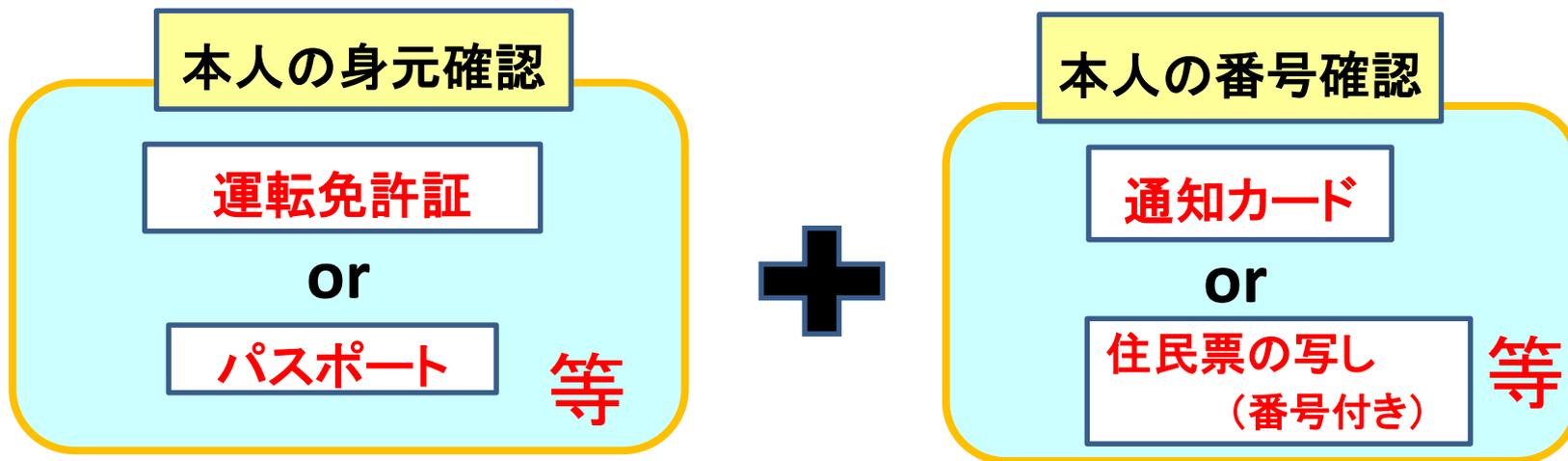
万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日コールセンターで対応します。

顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。

マイナンバーを記載した書類を提出する際、
義務付けられている本人確認が
個人番号カードなら1枚で完了

ちなみに、マイナンバーを記載した書類を提出する際、
通知カードだけでは本人確認は完了しません。

法律による本人確認の義務



個人番号カードを取得すれば、
マイナンバーを提供するときに、
複数の書類を用意する必要はないよ。

マイナンバーの利用や提供は、 皆さん一人ひとりに関係します。

例えば、マイナンバーは、

- ・ **年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、公営住宅への入居申請その他社会保障制度**
 - ・ **税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等**
 - ・ **日本学生支援機構への奨学金の申請**
- 等に関する手続きに利用します。

注)日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。

役所の社会保障や税の担当者以外にも、

- ・ **お勤め先、アルバイト先**
- ・ **口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社 等**

から、**社会保障や税の手続のために聞かれた場合には、マイナンバーを提供する必要があります。**

※税務署等に提出する書類に支払先のマイナンバーを記載する必要があります。

知らない会社から、電話などでマイナンバーを聞かれることはないよ！



でも、どこか不安ですね。

個人情報の漏えい対策は大丈夫？

他人が私のマイナンバーを使って「なりすまし」被害にあったらどうしよう><

国に個人情報をなんでも一元管理されてしまうんじゃないの？

プライバシーはきちんと守られるの？



なりすまし

ご安心ください！

マイナンバー制度では、
国民の皆様の意見をできる限り反映して、
安心・安全な仕組みとしました。

制度面

- ・法律に規定があるものを除き、マイナンバー等の**利用・収集は禁止**しています！
- ・マイナンバーを収集する際には**本人確認**が義務付けられています！
- ・**第三者機関**が、マイナンバーが適切に管理されているか**監視・監督**します！
- ・法律に違反した場合、従来に比べ**罰則を強化**しています！

システム面

- ・個人情報**は、今までどおり**分散して管理します！
つまり・・・年金の情報は年金事務所、国税の情報は税務署で。
特定の機関が一括所有することはありません。
- ・情報にアクセスできる人は**制限・管理**されています！
- ・**行政機関間の通信は暗号化**されます！

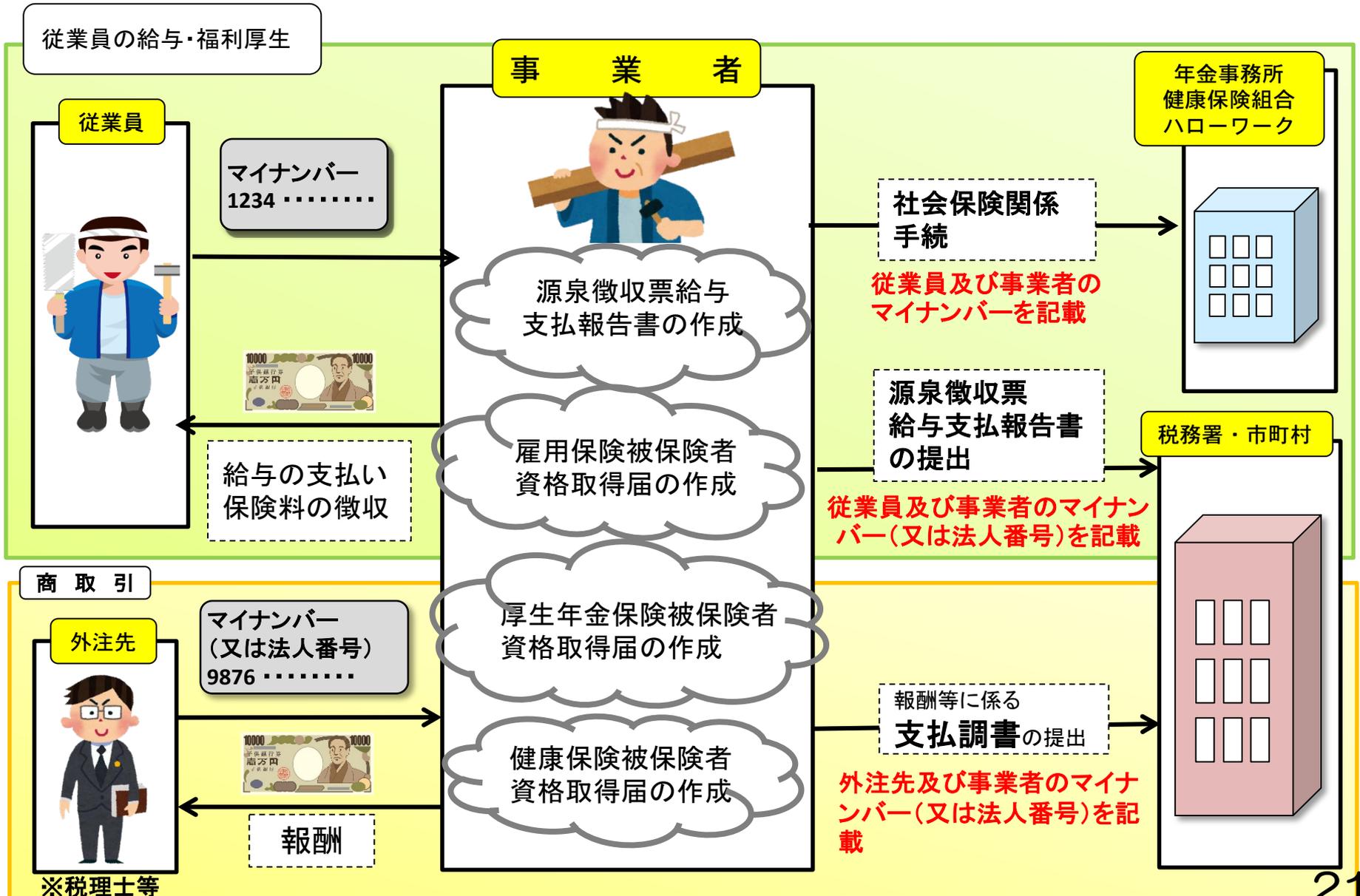
マイナンバーは
生涯にわたって使うものです。
大切にしてください。



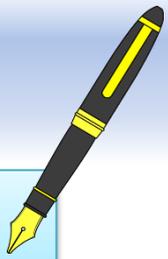
ここから、事業者の方が行うべき対応
についてご説明します。



マイナンバーはこんな時に使います



マイナンバーを記載する書類（参考例）



社会保障分野

健康保険・厚生年金保険
被保険者資格取得・喪失届

報酬月額算定基礎届／
報酬月額変更届

健康保険被扶養者(異動)届

健康保険・厚生年金保険産前産後休業
／育児休業等取得者申出書・終了届

国民年金第3号被保険者関係届

等

→健康保険、雇用保険、年金などの手続きの場面で提出を要する書面に、従業員等のマイナンバー(又は法人番号)を記載。

税分野

給与所得の源泉徴収票
給与支払報告書

退職所得の源泉徴収票
特別徴収票

報酬、料金、契約金及び
賞金の支払調書

配当、剰余金の分配、金銭の分配
及び基金利息の支払調書

不動産の使用料等の支払調書

不動産等の譲受けの
対価の支払調書

等

→税務署等に提出する法定調書等に、従業員や株主等のマイナンバー(又は法人番号)を記載。

税や社会保障関係の書類に

マイナンバーの記載欄が加わります

👉 (例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入前

※ 用紙の大きさが従来のA6サイズからA5サイズに変更されています。

(注) 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、個人番号及び法人番号は記載しません。

マイナンバー制度導入後

「控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」のマイナンバー等を記載

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

「支払者」のマイナンバー又は法人番号を記載

新様式になる手続書類のほとんどは、
マイナンバーを記載する箇所が増えるだけだよ！



事業者が注意すべき4つのポイント ①取得

①取得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

④安全管理措置

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！
これ以外では「取得できない」ということを知ってください！

利用目的は
きちんと
通知又は公表！

法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておく必要があります。

“源泉徴収票・給与支払報告書に
マイナンバーを記載して提出します”

マイナンバー取得時の
本人確認は厳格に！

マイナンバーを取得する際は、
他人のなりすまし等を防止するため、
厳格な本人確認を行う必要があります。

従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を税の手続きで事業者
に提出する場合、
従業員が扶養親族の本人確認を
することになります



マイナンバー取得の際の本人確認では、 マイナンバー（番号）の確認と身元確認を行います。

マイナンバー（番号）の確認

身元の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)



運転
免許証

or

パス
ポート

等

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元（実存）確
認書類は要しない

等

事業者が注意すべき4つのポイント ②利用・提供

①取得

②利用・提供

③保管・廃棄

④安全管理措置

事業者は**社会保障・税**に関する**手続書類**に**従業員等のマイナンバー**などを記載して、**役所に提出!**

注意

利用目的以外の利用・提供はできません!

どんな利用・提供の場面があるの?

雇用保険関係 だと... 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 等

健康保険・厚生年金関係 だと... 健康保険被保険者資格取得(喪失)届 等

税関係 だと... 源泉徴収票、給与支払報告書 等

社員番号や
顧客管理番号と
しての利用は
仮に社員や顧客の
同意があっても
できません!



事業者が注意すべき4つのポイント ③保管・廃棄

①取得

②利用・提供

③保管・廃棄

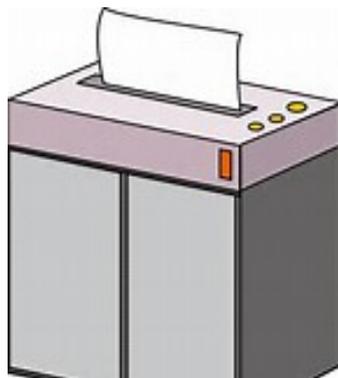
④安全管理措置

必要がある場合だけ保管が可能、必要がなくなったら廃棄が必要です！

雇保関係

健保・年金関係

税関係



**必要がある場合に限り、
保管し続けることができます！**

- 翌年度以降も継続的に雇用契約が認められる場合
- 所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など

- 作成事務を処理する必要がなくなった場合
- 保存期間を経過した場合

➡ **速やかに廃棄・削除**

廃棄や削除を前提として、年や年度ごとにファイリングするなど「保管体制」を今一度確認してみよう！



事業者が注意すべき4つのポイント④安全管理措置-1

①取得

②利用・提供

③保管・廃棄

④安全管理措置

マイナンバーをその内容に含む個人情報を漏えいしたり、失くしたりしないために、**今から**できること！

親方さんの家では……

組織的安全管理措置

取扱責任者

事務取扱担当者

担当外の
従業員等



事務取扱担当者を明確にして、担当者以外の従業員等がマイナンバーを取り扱うことが無いように

人的安全管理措置

適切な教育



わかったわ！

マイナンバーは適正な取扱いを行わないとな！
母ちゃん、従業員にもちゃんと教えないな！

事業者の事業内容や規模に応じて対応してください！

事業者の対応例

物理的安全管理措置



シュレッダーで廃棄



カギ付棚等に保管

技術的安全管理措置

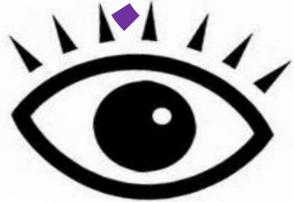
事務取扱担当者を
決め、他の人は
情報にアクセスで
きない仕組みを！

ウイルス対策ソフト導入・更新
アクセスパスワードを設定



人事・給与担当

事務取扱担当者以外からむやみに覗き見されない座席配置等の工夫



みんなのマイナンバーや個人情報をきちんと守るために、これまでの体制を見直して対応したぞ！

ありがとうございます。
宜しくお願いします！

信頼関係

既に情報漏えい対策を行っている
事業者さんも多いはずですよ。

しかしながらマイナンバーの取扱いは、
個人情報保護法よりも厳格な保護措置をとるよう規定されて
いますのでもう一度、対策の見直しをお願いします！



事業者のためのマイナンバー 準備スケジュール（例）



準備のために必要な手順

- ①マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう！
- ②利用スケジュールを確認！
→いつまでに従業員等のマイナンバーを取得すればよいか確認しましょう！
- ③マイナンバーの取得の前に、安全管理措置の検討をしましょう！

以下のようなスケジュールで対応が必要です！

事業者の対応

2015年
(H27年)

(10月)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

制度開始に向けた準備
(社内規程の見直し、システム対応、安全管理措置 等)

【番号の取得・本人確認、調書の作成など
早期に番号が必要となる場面の例】

- ・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬
- ・3月の退職
- ・4月の新規採用
- ・中途退職

注意

パートやアルバイト
扶養家族も含まれます！

従業員等の
番号取得
開始可能

**申請書・申告書・調書等
順次番号記載開始**
(※厚生年金・健康保険は、
平成29年1月～)

従業員研修等

法人番号をご存じですか？

平成27年10月から、株式会社や有限会社といった設立の登記をした法人などに通知される**13桁の番号**のこと

国民一人ひとりには「**マイナンバー**」
法人には1法人1つの「**法人番号**」が
通知されるよ！



法人番号には3つのポイントがあります。

① 1法人1番号のみ。

法人の支店・事業所等、
個人事業者や民法上の組合等
には指定されません。

② 登記上の所在地に
通知書をお届けします。

番号法施行日(※)の翌日以降
に設立登記をした法人には、
設立登記完了後、1週間程度
で通知書をお届けします。

③ どなたでも自由に
利用できます。

設立登記完了後、1週間程度
でインターネット(国税庁法
人番号公表サイト)に反映さ
れます。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を指し、平成27年10月5日に施行されています。

法人番号を使うと…

インターネット(国税庁法人番号公表サイト)上に公表される情報(名称、所在地、法人番号)は随時更新され、データダウンロードも可能なので…

- 法人番号をキーにして、法人の名称や所在地の確認が容易に。
- 最新の情報に近い名称・所在地情報を入手でき、取引先情報の登録や更新の効率化が可能に。
- 複数部署で異なるコードを使用している場合、取引先情報に法人番号を追加すれば、情報の集約や名寄せ作業の効率化が可能に。

法人番号はマイナンバーと違って、誰でも自由に使えるんだって。これから色々な使い方が期待できるね。



もっと詳しく知りたい方は



内閣官房のホームページは
『マイナンバー』で検索

検索



『政府広報』のホームページにも動画など多様な広報物があります

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178 (無料)

・ 平日 9:30~22:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

マイナンバー公式twitter https://twitter.com/MyNumber_PR